

融資・補助金・助成金制度について

県及び各市町村の融資・補助金・助成金制度には、住まい（新築・リフォーム）やマイホームの購入に関するものがあります。特に、補助金・助成金は、融資と異なり条件を満たせば誰でも利用でき、返済しなくてもよい資金です。融資・補助金・助成金を賢く利用しましょう。尚、取り扱いは自治体や年度により異なります。詳しくは、お住まいの市町村役場等もしくは「ぐんま住まいの相談センター」にお問合せください。

「ぐんま住まいの相談センター」027-210-6634

勤労者向融資制度で融資をお考えの方

概要：住宅を新築・購入等をお考えの勤労者の方などを対象にした融資制度です。
（市町村により扱いが異なります。）

ぐんまの木を使った住宅（新築、購入、リフォーム）をお考えの方

概要：ぐんまの木（地域材）を使用した住宅（新築、購入、リフォーム）に対して助成されます。良質な優良木材住宅の建設促進と地域材の利用促進を図るためです。

問い合わせ先：群馬県環境森林部林業振興課 027-226-3241
ぐんま優良木材品質認証センター 027-266-8220

家庭用生ごみ処理機の設置をお考えの方

概要：家庭内で発生する生ごみの減量とリサイクルを推進するため、生ごみ処理容器、電動式生ごみ処理機の購入費の一部が助成されます。
（市町村により扱いが異なります。）

太陽光発電システムの設置をお考えの方

概要：太陽光発電は、太陽電池を利用し太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換する発電方式です。昼間の電力需要ピークを緩和し、温暖化ガス排出量を削減できるなどの特長があります。一般住宅や店舗併用住宅（居住用部分が二分の一以上）に住宅用太陽光発電システムを設置しようとする方に、自治体から補助されます。
（市町村により扱いが異なります。）

生け垣づくりをお考えの方

概要：緑豊かな住みよい生活環境を創出するため、生垣づくりをする方に対して奨励金が交付されます。
（市町村により扱いが異なります。）

高齢者住宅改造費助成事業をお考えの方

概要：介護保険の要介護認定の結果、要支援または要介護と認定された在宅の高齢者の方は、特定の改造工事について、介護保険給付サービスである「住宅改修費」の支給が受けられます。
（市町村により扱いが異なります。）

木造住宅耐震診断・耐震改修工事で住宅の耐震化をお考えの方

概要：旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりを推進するために、耐震診断及び耐震改修に対する支援を行います。
(市町村により扱いが異なります。)

重度身体障がい者のための住宅改造をお考えの方

概要：重度身体障がい者のために、玄関、台所、浴室、便所などを改造するための費用の一部が補助されます。
(市町村により扱いが異なります。)

合併処理浄化槽の設置をお考えの方

概要：下水道などの整備予定がない地域で、一般住宅等で浄化槽を設置しようとする方に補助されます。
(市町村により扱いが異なります。)

用語解説

<あ>

アンカーボルト：基礎のコンクリート部分と木造の土台（木の部分）をつなぐ金属のボルトのこと。

<う>

雨水浸透枳：雨水を地面に浸透させるために設けた排水枳。

ウレタンフォーム：ウレタン樹脂を発泡させボード状にしたもの。

<え>

ALC：軽量気泡コンクリート（細かな気泡の入った軽いコンクリートの板）の一種。外壁材として張られることが多い。

<か>

外構工事：建物の周辺の建物以外の工事のこと。塀や植栽など。

火災警報器：寝室や廊下などに設置が義務づけられた煙や温度で感知して警報を鳴らすもの。

かしぐね：群馬県に良く見られる防風のために主に北西に設けられる高い植栽。

金物：すじかいや柱、梁などに補強として取り付けられるボルト状や板状などの金属の金物。

換気口：床下（小屋裏）換気口は床下の空気の流通を良くする目的で設けられたもの。

監理者：設計した内容が図面などのとおりに施工されているかを確認する仕事をします。

完了検査：工事が完了して確認申請の通りに仕上がっているかどうかを確認する検査。

<く>

グラスウール：ガラス繊維を綿状に加工した住宅用断熱材。

<け>

珪藻土：軽藻類の堆積した柔らかい粘土。壁などに塗られます。下地は木摺り（きずり）、ラスボードなどが多く使われる。

建築確認申請：建物を建てるには建築主は建築確認申請書を役所又は民間の指定確認検査機関に提出し、建築物が建築基準法等に適合しているか確認を受けなければなりません。

原則として、確認を受けずに工事を着工することはできません。

<こ>

構造用合板：すじかいの代わりとなる構造的に強固な合板。

工程表：工事の内容と期間などの計画をグラフにしたもの。

<さ>

サイディング（ボード）：外壁建材で多く使われている板状のもの。

<し>

しっくい：消石灰、砂、糊、すさなどと水を混ぜたもので、壁などに塗られます。下地は木摺り（きずり）、ラスボードなどが多く使われます。

シックハウス対策：接着剤に含まれるホルムアルデヒドなどの建物に使われる物質の中で人体に悪影響を及ぼすとされる物質を含まない方向で建材を使うという対策。

地縄：敷地に実際の建物の位置を杭や紐などであらわすこと。

重要事項説明（建築士のと き）：設計・監理や報酬などの建築士からの説明。

重要事項説明（不動産のと き）：不動産に関する宅建主任者からの説明。

<す>

捨てコンクリート：基礎工事の際、根切り底に碎石を敷き詰めたあと、鉄筋や型枠を組み立てるにあたって水平な面が必要なために流し込まれるコンクリートのこと。

<せ>

設計地盤面：建物のまわりの地面の高さのことで、平均の高さを意味します。

石膏ボード：プ ラスターボードとも言い、石膏を加工してボード状にしたもの。表面は紙でおおわれている。

<た>

耐力壁：木造で地震や風圧などに耐える構造的に不可欠な壁のこと。

ダウンライト：天井に埋め込んである照明器具のこと。

建て方：木造の建物なら柱や梁（はり）などの骨組みを組み立てる作業工程のこと。

断熱サッシ：サッシ枠の断熱性能を高めたサッシ製品。

<ち>

中間検査：建物の骨組み工事が終わって構造上安全に施工されているかどうかを確認する検査。

調光スイッチ：明るさを調整できるスイッチ。

<と>

トラップ：水がたまるようになっており（封水 [ふうすい] といいます）下水などからの悪臭などが排水口から出ないようにしくみ。

<ぬ>

布基礎：木造建物の基礎が立ち上がった部分を基礎としたもの。

<ね>

根入れ深さ：基礎のコンクリートが地面に入っている深さのこと。

根切り：建物の基礎をつくるために穴を掘る作業。

根切り底：建物の基礎をつくるために穴を掘る作業（根切り）の穴の底の部分のこと。

<は>

配筋検査：木造の場合、基礎工事のコンクリートを流し込む前に、基礎の鉄筋や型枠が基準や設計どおりに組み立てられているかどうかを検査する作業。

パテ：塗装工事や壁紙張り工事に先立って下地の板の凹凸をなくすために部分的に塗るもの。

<ひ>

火打ち土台：土台の水平面のゆがみをなくすためにカド部分にななめに取り付けられる部材のこと。

<ふ>

F₁ : シックハウス対策の建材でホルムアルデヒドの発散量が最も少ないもので規制対象外のもの。
(フォスター) F₂、F₃ など規制を受けるものもあります。

不同沈下：地盤が強いところと弱いところがあって、建物が基礎ごと傾いてしまうこと。

プレカット：木造の柱や梁などをはめこんで組み立てるために、はめ込む部分（仕口 [しぐち] といいます。）をあらかじめ工場で機械で加工すること。

<へ>

ペアガラス：サッシのガラスを二重にして間にガスなどを充てんしたものの。1枚ガラスより断熱性能が向上する。

べた基礎：木造建物の基礎が立ち上がった部分だけでなく基礎の下部を板状にすべてつないで基礎としたもの。布基礎の場合より地盤が弱い場合などに採用されます。

別途工事：当初の見積りに組み込まれていなかった部分の工事のこと。

ベンチマーク：敷地の高低差を測るときに、基準となる工事中も動かない高さのものを決めておきます。これをベンチマークといいます。

<ほ>

ポリエチレンフォーム：ポリエチレン樹脂を発泡させボード状にしたもの。

ポリスチレンフォーム：スチレン樹脂を発泡させボード状にしたもの。

<ま>

マイコンメーター：ガス設備に不可欠の危険な状態になるとガスを遮断するメーターです。

マルチメディアコンセント：テレビ、パソコン、などが1箇所ですべて併用できるようにひとつにまとめたコンセント。

<み>

水貫：地縄の作業のあとに、基礎の深さや高さなどを決めるために「水盛やり方」という仮（かり）の工事（基礎工事が終わるとはずしてしまいます。）で、地縄のまわりに打たれる杭（くい）と杭に渡して取り付けられる板のこと。

<も>

モルタル：砂とセメントと水を混ぜたもので、壁などに塗られます。

<ろ>

ロックウール：玄武岩、輝緑岩、または鉱滓などの主原料を繊維状にしたもの。

<わ>

ワンドアツーロック：防犯対策でドアをいくつも設けずに、鍵を複数取り付け開錠に時間のかかるようにしたもの。

住宅ハンドブック「サクちゃん家」の発刊にあたって

県民の豊かな住生活は、県政の重要な課題です。群馬県では、県民の皆さんがさらに「群馬県に生まれて良かった」、「群馬県で育って良かった」そしてこれからも「群馬県に住み続けたい」と実感できる社会を目指して、「群馬県住宅マスタープラン(2006)」を策定し、豊かな住生活の実現のための住宅施策を実施しています。

「住まい」は単に住むための器ではなく、家族の団らんや休息の場であり、子供の成長や高齢者の安心の基礎となるものでなければなりません。そして、人々がゆとりとうるおい、安らぎのある健康的な生活が送れる「住まい」こそが、豊かな精神と身体をかたちづくりひいては、豊かな地域社会を形成するものだと思います。

住宅の取得はほとんどの方が、一生に一度の大きな買い物となるので大変不安になることと思います。

そのような不安を少しでも解消していただくため、そして、よりよい住まいを取得していただけるように、この度、住まいづくりのハンドブックとして「サクちゃん家」を発刊いたしました。

本書では、住宅取得のための資金、土地、住宅の性能、契約や法律、完成後の維持管理などについての説明や参考になる情報を紹介しています。

このハンドブックが広く活用され、県民の皆さんが安心・安全な住宅を取得する事のお役に立てれば幸いに思います。

平成21年3月

群馬県県土整備部

建築住宅課長 横山 節夫

群馬県ゆとりある住生活推進協議会

会長 秋山 隆

発行：群馬県県土整備部建築住宅課
群馬県ゆとりある住生活推進協議会
監修：須田睿一、米田雅夫、林時江
マンガ&イラスト&文：きじまはなき(田中直樹)
印刷：朝日印刷工業株式会社
初版：平成21年3月
定価：2,000円(税込)
